

みどり保育支援相談就業規則

＜2019 カウンセラー用＞

一般社団法人みどり保育支援相談

2018.3.15 制定

2019.4.1 改定

【趣旨】

キンダーカウンセラーが契約保育園・幼稚園（以下保育園）を訪問し、園児・保護者・保育者に対して臨床心理学の知見に基づいた支援を行うために必要な事項を定め、所属カウンセラーはこれを遵守する。

【身分】

キンダーカウンセラーは一般社団法人みどり保育支援相談（以下当法人）所属の非常勤職員とする。

【勤務保育園】

当法人から指定された保育園を4月または契約月から翌年3月末日まで担当し、複数の保育園を担当することが可能である。対象は名古屋市内及び周辺自治体の保育園とする。

- ・勤務保育園は希望できない。年度途中での担当変更を申し出ることとはできない。ただし同一保育園を原則3年担当した場合は変更を申し出ることができる。変更希望は担当3年目の12月15日または当法人が指定する期日までに書面をもって申し出る。
- ・同一の保育園への勤務は最長10年までとする。
- ・カウンセラーからの要望がない場合でも、勤務状況等を当法人が総合的に判断し、担当を中止または変更することがある。
- ・1月以降に担当開始となった場合は、1年目としない。

【勤務内容】

キンダーカウンセラーは以下に示す保育支援のうち、保育園の依頼により当法人が契約時に委託を受けた保育支援を行う。訪問時の支援内容は園関係者の要望に基づき、園関係者と担当カウンセラーが協議の上決定する。

- ・参与観察：保育活動（主活動、自由遊び、給食、課内・課外活動等）に参加し、園児の観察を行う。
- ・保護者カウンセリング：在園児の保護者（以下保護者）を対象としたカウンセリングを行う。
- ・コンサルテーション：参与観察した結果、カウンセリングの内容等を元に、保育者と見立てや保育方法、保護者への対応等について話し合う。
- ・プレイセラピー：プレイセラピーを行う条件（下記①・②・③）が整った場合、園内で実施する。
 - ① 保護者の同意があること。
 - ② 50分間園児とカウンセラーが落ち着いて過ごせる部屋が確保できること。
 - ③ プレイセラピー中は対象園児が保育に参加できないことに保育園・保護者が同意すること。
- ・職員カウンセリング：保育園に勤務する職員（保育者及び他の職員）を対象にカウンセリングを行う。
- ・情報発信：キンダーカウンセラーだよりを年に4回程度発行し、保育支援の周知を図る。
- ・就学相談：小学校への就学に向けて、就学に関する相談にのる。必要に応じて小学校との連携を図る。
- ・外部機関の紹介：必要に応じて外部機関を紹介する。相談室や医療機関はカウンセラー自身の勤務先を含むことも可能であるが、複数の候補を提示することが望ましい。
- ・研修会講師、講演会講師：保育園内で行う保育者対象研修会、保護者対象講演会の講師を行う。
- ・心理検査：保護者からの依頼で心理検査を実施する。検査前後にカウンセリングを行い、検査の意義、検査の結果を伝える。（実施検査は田中ビネーV、WISC-IV、新版K式発達検査、MSPAとなり、当法

人所有の検査用具を無償で使用することが可能である。他の検査予約と重ならない場合は原則最長 2 週間の貸与となる。)

・講師、心理検査については通常の保育支援料には含まない。別途料金となり、担当カウンセラーに支給される。カウンセラーは講師・心理検査の依頼を引き受けられるように努める。

・心理検査料金は保護者負担となるため、実施時に保護者から現金で受け取り、検査用具返却時に当法人に納める。

【勤務時間】

3 時間を 1 コマとする。勤務実績はコマ数で累計する。

午前：9：30～12：30、午後：14：00～17：00

1 日：9：30～16：30（1 時間休憩）

・残業代は計上されないため、時間内の勤務終了に努める。

・30 分以上の勤務時間超過があった際には、次回以降の勤務で調整を申し出ることが可能である。

・勤務日、勤務時間はカウンセラーと担当保育園で協議し決定する。園の要望や移動時間等を考慮した上で、やむを得ない場合は、担当保育園の了承を得て勤務時間を前後に変更することが可能である。

・カウンセラーは毎月末、最終支援終了後速やかに当法人に報告する。

・カウンセラーは 3 ヶ月単位の勤務予定日時を当法人へ報告する。

【任用】

キンダーカウンセラーは臨床心理学の高度な知識と経験、及び以下の資格を有する者とする。

・財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士

・スクールカウンセラーまたは乳幼児支援経験者

・園児の見立て、保護者カウンセリング、コンサルテーション、研修会等を行える者

【給与】

・定期支援保育園

1 日勤務（2 コマ） 16,200 円（時給 2,700 円で 6 時間勤務相当）

半日勤務（1 コマ） 8,100 円（時給 2,700 円で 3 時間勤務相当）

園内研修会・講演会講師 初回 10,800 円（時給 2,700 円で 4 時間勤務相当）

2 回目以降 13,500 円（時給 2,700 円で 5 時間勤務相当）

心理検査 2,700 円（実施・結果報告を含む）（時給 2,700 円で 1 時間勤務相当）

緊急支援対応 1 回 8,100 円（通常支援の 1 コマと同様に扱う）

・不定期支援保育園

1 日勤務（2 コマ） 21,600 円（時給 2,700 円で 8 時間勤務相当）

半日勤務（1 コマ） 10,800 円（時給 2,700 円で 4 時間勤務相当）

園内研修会・講演会講師 16,200 円（時給 2,700 円で 6 時間勤務相当）

【給与の支給】

給与は毎月 1 日から末日までの保育支援実施の実績に応じて、カウンセラーから申し出のあった金融機関口座へ振込にて当法人が支給する。支給にあたり、最終勤務日に全ての勤務について報告を必ず行う。

翌月 25 日までに振り込みを完了する。

【退職手当】

退職手当は支給しない。

【勤続手当】

勤続手当は支給しない。

【通勤手当】

通勤は自家用車または、公共交通機関を使用する。

- ・通勤手当（交通費）の支給はない。
- ・担当保育園に駐車場が整備されている場合は園の許可を得て使用することが可能である。
- ・保育園近隣の商業施設等の駐車場の利用は禁止とする。
- ・有料駐車場の料金はカウンセラーの個人負担とする。
- ・通勤時の事故等には留意し、自己責任のもとに安全運転に努める。
- ・自家用車を使用する際は、任意保険に必ず加入しておく。
- ・公共交通機関を利用し、事故・天候等によって運行に遅れが生じたことにより勤務時間に影響が出た時は、各自で遅延証明等を受け、担当保育園に報告する。

【勤務条件】

勤務日は1週間につき、半日勤務（1週間当たり1コマ：3時間）から3日勤務（6コマ：18時間）を超えない範囲とし、月曜日から土曜日の6日間を勤務可能曜日とする。他の勤務と兼務してもよい。

【欠勤】

欠勤については以下のように定める。

- ・無断欠勤は禁じる。
- ・やむを得ず予定されていた勤務を欠勤する場合は、事前に担当保育園及び当法人に連絡する。
- ・急な事由により当日に欠勤することになった場合は、速やかに担当保育園及び当法人に連絡する。
- ・欠勤については無給とする。
- ・振替勤務は第5週を利用するなどして対応するよう努め、決定次第当法人へ報告する。
- ・欠勤が2週間以上続く場合及び同一保育園への支援が1ヶ月以上滞る場合は、担当保育園と当法人にて対応を協議する。
- ・欠勤の承認及び届け出の受理は当法人の代表が行う。

【遅刻・早退】

遅刻・早退については以下のように定める。

- ・連絡及び申し出のない遅刻・早退は禁じる。
- ・やむを得ない事由によって遅刻する場合は、速やかに担当保育園に連絡する。
- ・やむを得ない事由によって早退を希望する場合は、速やかに担当保育園に申し出る。
- ・やむを得ない事由によって遅刻・早退をした時は、速やかに当法人に報告する。
- ・遅刻・早退によって規定の勤務時間に満たない場合は、当日または次回以降の支援日に勤務調整し、担当保育園の不利益にならないように配慮する。

【有給休暇】

有給休暇については前年度勤務実績に基づき、以下のように定める。

- ・前年度における通常保育支援実績が年間100コマ（時間数300時間）以上のカウンセラーは、4月から3月末日までに、1コマ（3時間）分の有給休暇を有する。
- ・通常保育支援実績には講師の勤務実績は含まない。
- ・通常保育支援実績には緊急支援対応の実績は含まない。
- ・事前に有給休暇の取得を希望する際は支援予定日の3日前までに当法人に申請する。

- ・事前申請された有給休暇の事由は問わないが、担当保育園から事由を問われた際は説明する。
- ・支援予定日当日の有給休暇の取得希望については、その事由を当法人に申請する。
- ・有給休暇の取得によって、担当保育園の不利益にならないように配慮する。

【出産にかかわる休暇】

産前産後の期間を通じ 16 週間（多胎妊娠の場合にあっては 22 週間。以下「出産休暇期間」とする。）とする。ただし、休暇の開始時期は、出産予定日前 8 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）以降の日から出産予定日前 4 週間（多胎妊娠の場合は 10 週間）までの日とする。

・上記の規定にかかわらず、出産休暇期間は、出産日後 8 週間を経過する日の前日までに出産休暇期間が満了する場合にあっては、出産日後 8 週間を経過する日までとする。

・上記の規定にかかわらず、出産休暇期間は、妊娠 4 か月（85 日）以降から出産休暇開始日前までの出産にあっては、出産日を含めて 12 週間とし、出産日を休暇の開始日とする。

- ・出産休暇期間中は無給とする。
- ・出産休暇期間満了後に復職を申し出る場合は、満了日の 6 週間前までに申し出る。
- ・出産予定日を証明する書面を提出する。

【育児にかかわる休暇】

出産休暇期間を満了した場合、希望により満了日翌日から育児休暇期間を取得することが可能である。

- ・出産日を証明する書面を提出する。
- ・育児休暇期間は対象児の 3 歳の誕生日前日まで取得することが可能である。
- ・育児休暇期間中は無給とする。
- ・育児休暇期間満了後に復職を申し出る場合は、満了日の 3 ヶ月前までに申し出る。
- ・育児休暇期間満了後に復職を希望しない場合は離職（離職とは登録解除である）とする。
- ・離職後に所属カウンセラー登録を再希望する場合は、面接試験を実施する。

【復職後の担当保育園】

復職後の担当保育園については以下のように定める。

- ・出産休暇期間、育児休暇期間、その他の事由による休職期間満了後に復職した場合、休暇・休職期間取得前と同一の保育園に復職することは確約できない。
- ・復職後の担当保育園は希望できない。

【指導及び厳重注意】

担当カウンセラーの解除、担当保育園の変更については、当法人が担当保育園と協議によって判断し、以下のように定める。

- ・同一保育園から同様の内容にて、2 回以上相談及び苦情の入った場合は該当カウンセラーに指導する。
- ・指導後もカウンセラーの言動に改善がなされないと判断された場合及び、同一保育園から同様の内容にて 3 回目の苦情の連絡が入った場合は、厳重注意とする。
- ・当法人が担当保育園の変更が妥当と判断とした場合は、年度途中であっても担当保育園を変更する場合がある。

【解雇】

カウンセラーは以下の要件のいずれかに該当する場合は、解雇されることがある。

- ・カウンセラーとしての能力または適性を著しく欠く場合
- ・保育園からの苦情に基づいた指導が 2 回以上行われた場合
- ・保育園からの苦情に基づいた厳重注意があった場合

- ・精神または身体に著しい障害があるため職務に耐えられない場合
- ・上記の場合に準ずる理由がある場合

【離職】

カウンセラーは以下の要件のいずれかに該当する場合は、離職するものとする。

- ・退職を願い出て承認された場合
- ・任用期間が満了した場合
- ・死亡した場合
- ・刑事事件に関し起訴された場合
- ・任用に要する資格が失効した場合

【雇用保険】

カウンセラーは以下の要件のいずれにも該当する場合、雇用保険（昭和 49 年法律第 116 号）の被保険者とする。

- ・1 週間につき合わせて勤務時間が 20 時間以上であること。
- ・31 日以上任用が見込まれること。

【カウンセラーの資質の向上】

キンダーカウンセラーとしての資質の向上のために、以下に示す自己研鑽を怠らないように努める。

- ・積極的にスーパーバイズを受けること。
- ・積極的に学会や研究会等に参加すること。
- ・当法人の主催する研修会等に規定の回数以上参加すること。
- ・臨床心理学だけでなく、保育に対する理解や知識を深められるように努めること。

【守秘義務】

保育支援において発生する守秘義務について、以下のように定める。

- ・保育支援において発生する守秘について、カウンセラーは最大限の配慮を行わなければならない。
- ・事例検討会やスーパーバイズにおいて、保育支援にかかわる事例の発表を行う際やレジュメを作成する際は、保育園や個人を特定しない形式に変更しなければならない。
- ・保育支援にかかわる事柄を SNS 等を通じて情報発信してはならない。
- ・カウンセリング記録、その他関係書類は各自責任を持って厳重に保管し、情報漏洩の防止を怠ってはならない。
- ・カウンセリング記録、その他関係書類は離職時に個人情報に配慮した方法で処分する。

【事故防止】

保育支援中に園児や職員に対する言動で、心身に支障を及ぼさないように最大限の配慮を行う。

- ・故意ではないと認められた場合であっても、園児に対する事故が発生した際は、カウンセラーは誠心誠意対応する義務を有する。
- ・事故が起こった際の補償に関して、保険の加入を推奨する。

【個人契約・同業種開業の禁止】

当法人の行う保育支援活動と同様の支援をカウンセラーが個人的に保育園等と雇用契約等を締結し業務を遂行することを禁じる。また、当法人の活動地域において同様の業種と判断される事業の開始を禁じる。離職後 1 年間も同様とする。